



第2章

自転車活用推進に関する施策

1. 自転車で安全・快適に走る

施策
1

安全・快適な自転車走行環境

(1) 自転車ネットワークの整備推進

本市の自転車走行空間の整備については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月、国土交通省・警察庁）（以下、ガイドライン）」に概ね基づき、地域の実情に応じた整備の方針や対象路線を設定する。

① 自転車走行空間整備の方針

自動車・自転車・歩行者にとって、事故からの安全性を確保した上で快適に通行できるように、構造的に分離した自転車専用の空間を設けることが理想である。一方、全ての道路で構造的に分離した自転車専用の空間を確保することは難しいことから、安全性に配慮しつつ多様な整備形態を取り入れることで、地域の実情に合った効果の高い自転車走行空間の整備を行うものとする。

具体的には、通勤・通学、買い物目的といった自宅から鉄道駅あるいは商業・業務集積地までの比較的狭いエリア内での自転車利用や観光・レクリエーション目的といった中・長距離の自転車利用など、多様なニーズに対応した走行空間のネットワーク化を図る。自転車関連事故は交差点等の出会い頭や右左折時に多く発生しており、交通安全上、局部的に課題があり早急な対応が必要となる箇所は、随時、取組みを行うことで、個別で安全対策を講じるものとする。

② ネットワーク計画の考え方

- 通勤・通学、買い物などの生活圏での自転車利用の面的な広がりを踏まえた一定の地域内エリアにおいて、集中的に整備を行う「**面的整備エリア**」を設定する。
- 前計画（神戸市自転車利用環境総合計画）に位置づけていた路線でもある駐輪需要の多い主要な鉄道駅周辺で、自転車交通量が多く（500台／12h以上）、市内を東西につなぐ幹線道路及び都心・ウォーターフロントエリアの魅力向上に資する路線等を本計画では、「**主要ネットワーク路線**」に設定する。
- 「面的整備エリア」「主要ネットワーク路線」については、優先的に整備を進めるエリア及び路線とする。
- その他市内の道路は、再開発、交通安全施設整備、無電柱化事業等の関連事業との調整を図りながら、自転車利用が多い路線について、地域の実情に応じた検討を行い、道路改良等と合わせた整備を進める。

以上の考え方に基づき、安全確保等の緊急性、地域の要望や合意形成の状況など路

線毎に応じた、自転車走行環境の整備を進めることで、効率的・効果的に順次ネットワーク化を図り、安全・快適な走行環境を創出する。

優先エリア・ネットワークの整備の進め方

効率的・効果的な自転車ネットワーク形成に向けて、下記の順で整備を進めることを基本とする。

①面的整備エリア内の 主要ネットワーク路線のうち、整備が進行中の路線



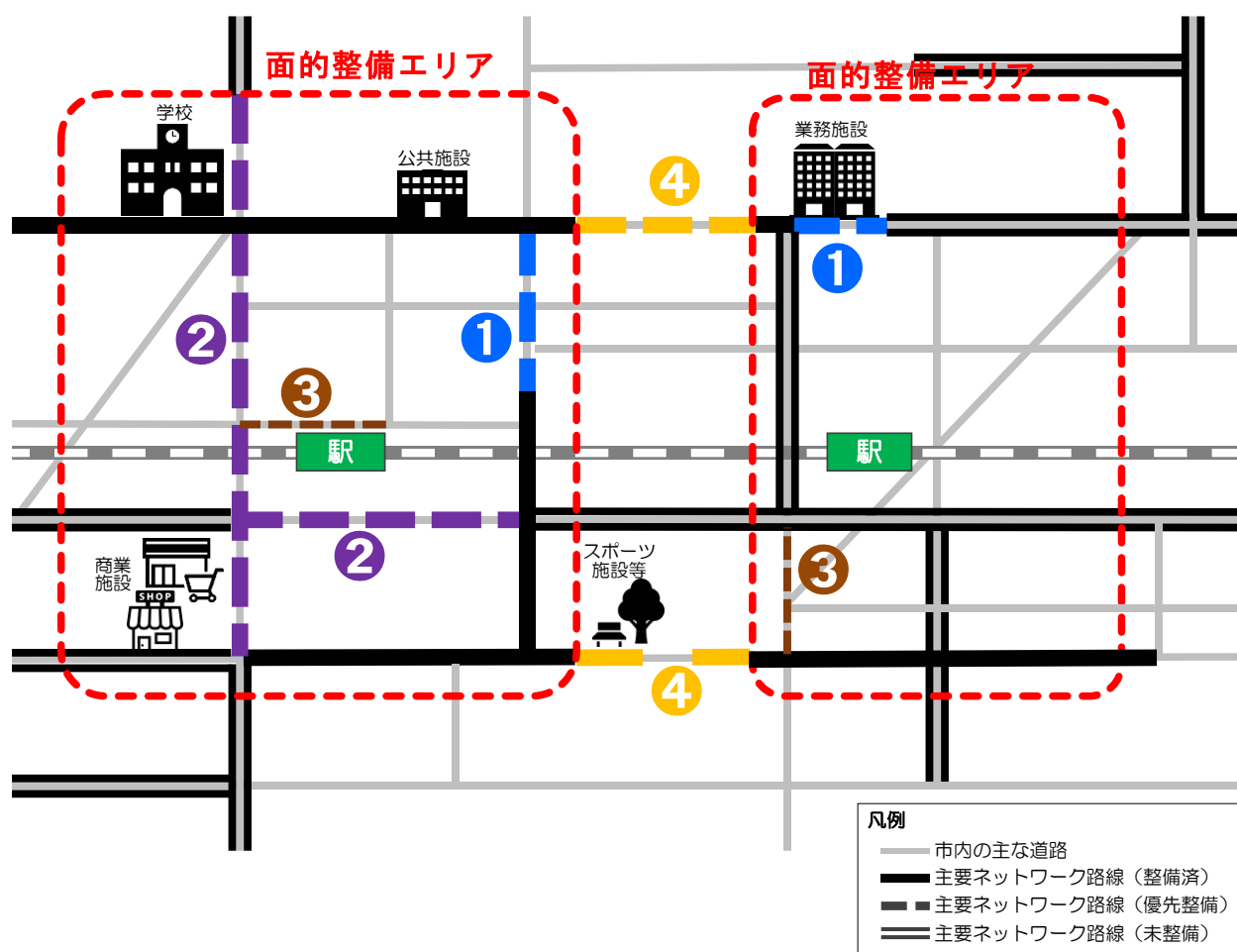
②上記①以外の面的整備エリア内の主要ネットワーク路線のうち、自転車のネットワーク化を考慮した上で、面的整備エリア毎の実情に応じ、整備効果が見込まれる路線



③面的整備エリア内の主要ネットワーク路線以外の路線のうち、面的整備エリア毎の実情に応じ、駅から学校などの公共施設、商業施設等までをつなぐ路線や歩道内に歩行者と自転車が錯綜している路線



④面的整備エリア間を結ぶ主要ネットワーク路線のうち、面的整備エリアの進捗等により整備効果が見込まれる路線





神戸市における面的整備エリアの考え方

- 自転車は、通勤・通学、買い物利用など、比較的狭いエリア内での利用も多い
- 生活圏での利用では、幹線的な道路を必ずしも選択しないことから、幅員の比較的狭い生活道路においても走行空間の整備による安全対策が必要



面的ネットワークの必要性による「面的整備エリア」の設定

- 面的整備エリアは、駐輪需要の多い主要な鉄道駅を含むように、自転車の利用圏域と考えられる、概ね直径5kmの円状に設定した。
- 面的整備エリア内の整備路線は、自転車交通量や整備効果等を総合的に判断し決定する。

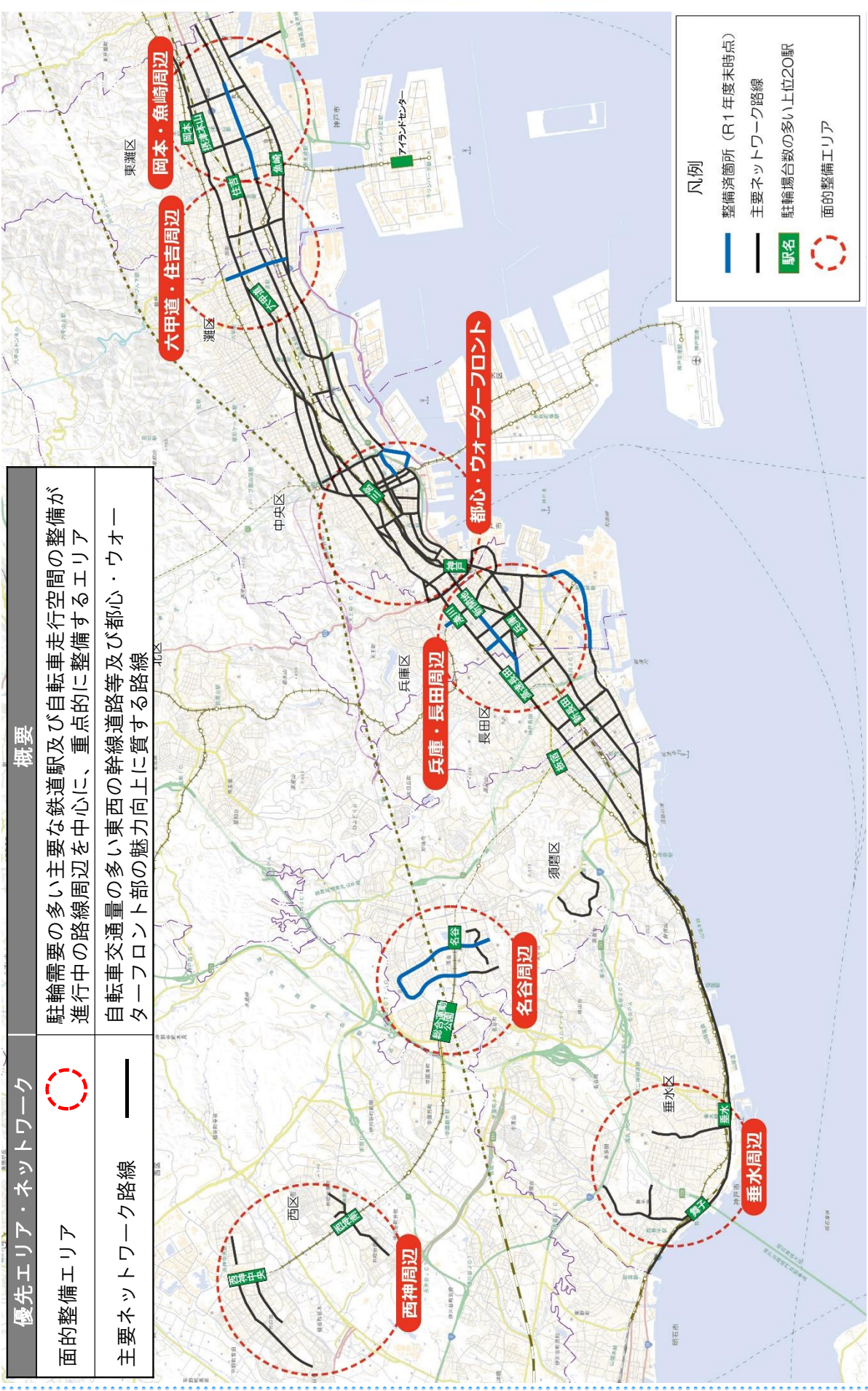
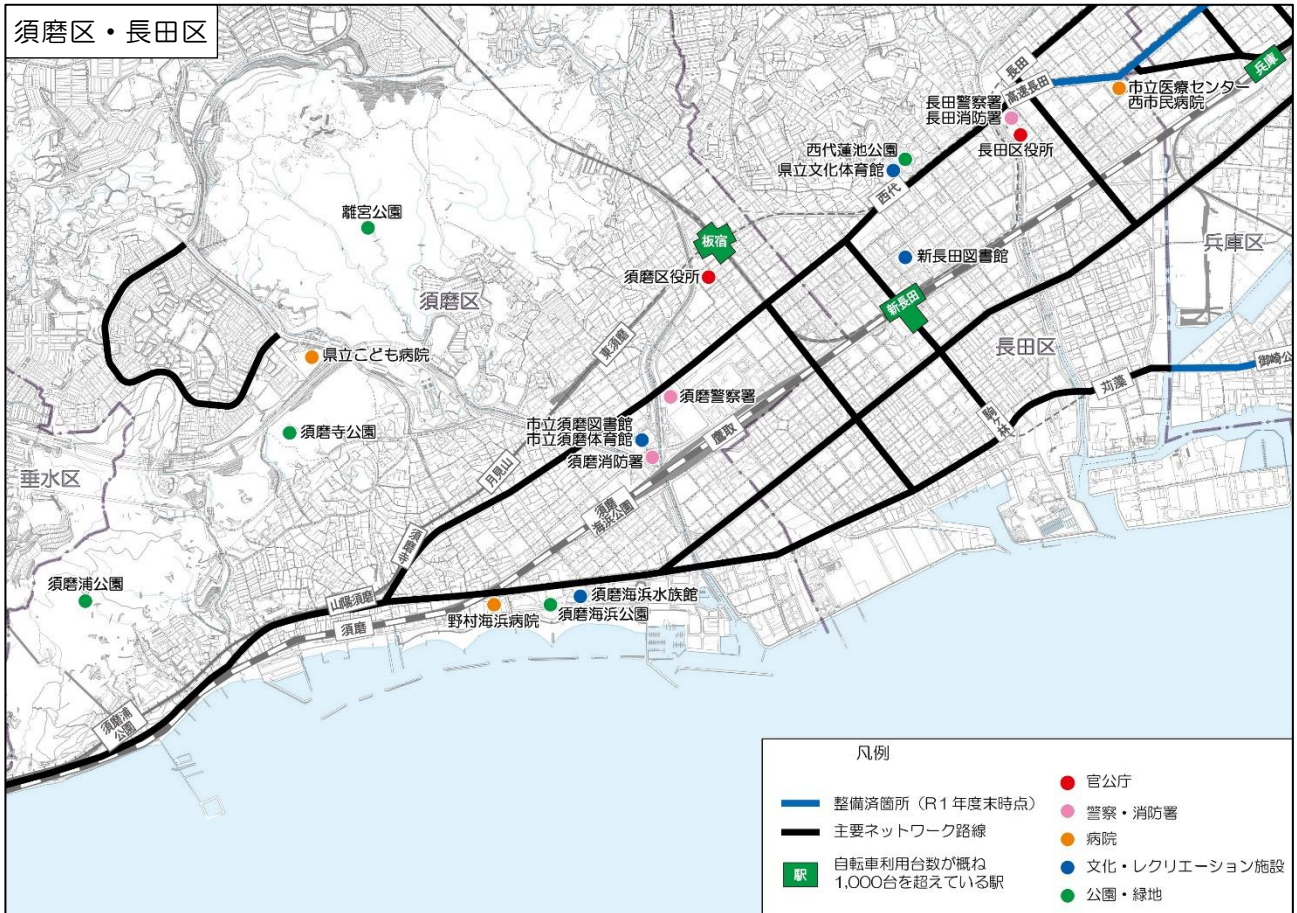
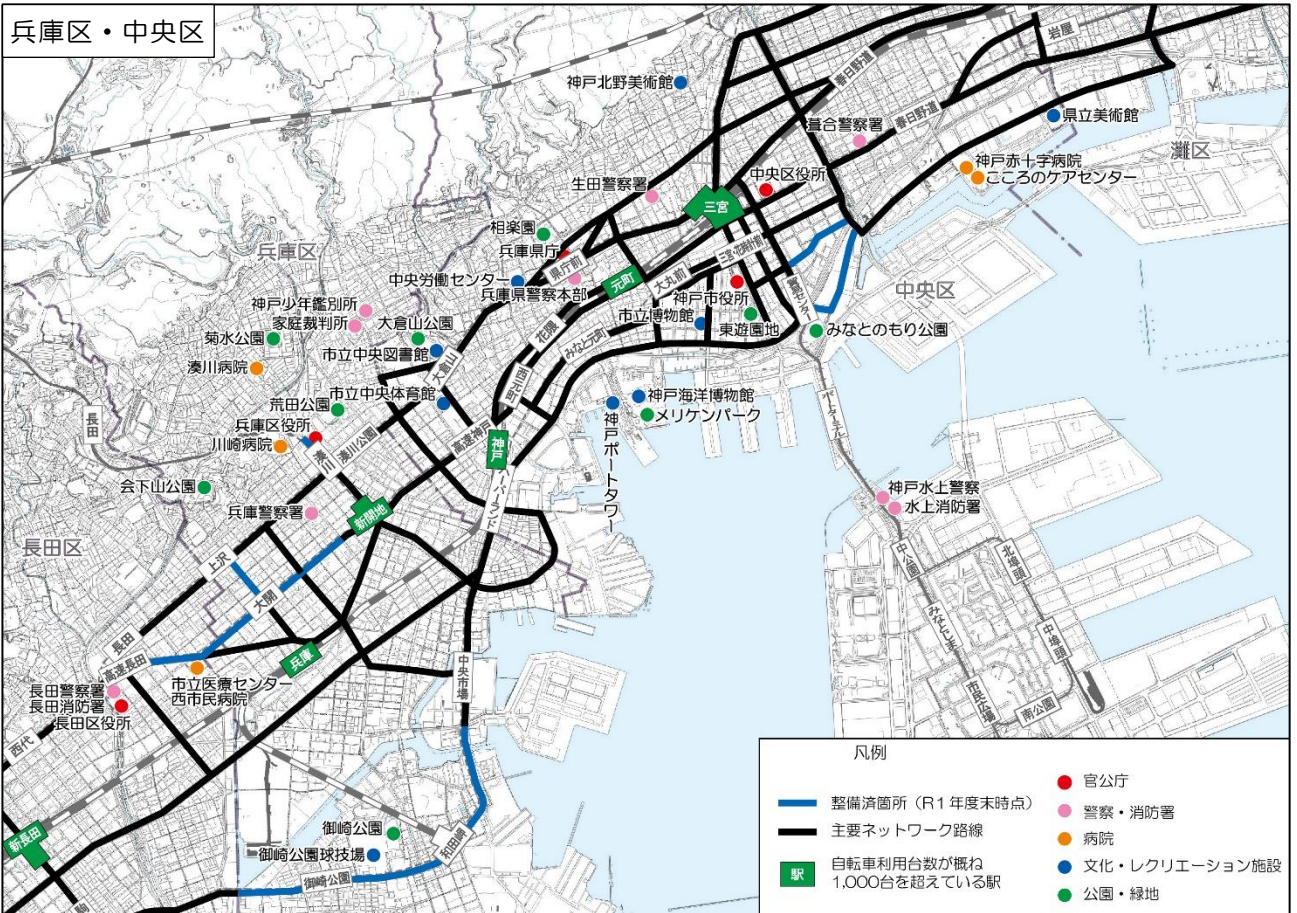


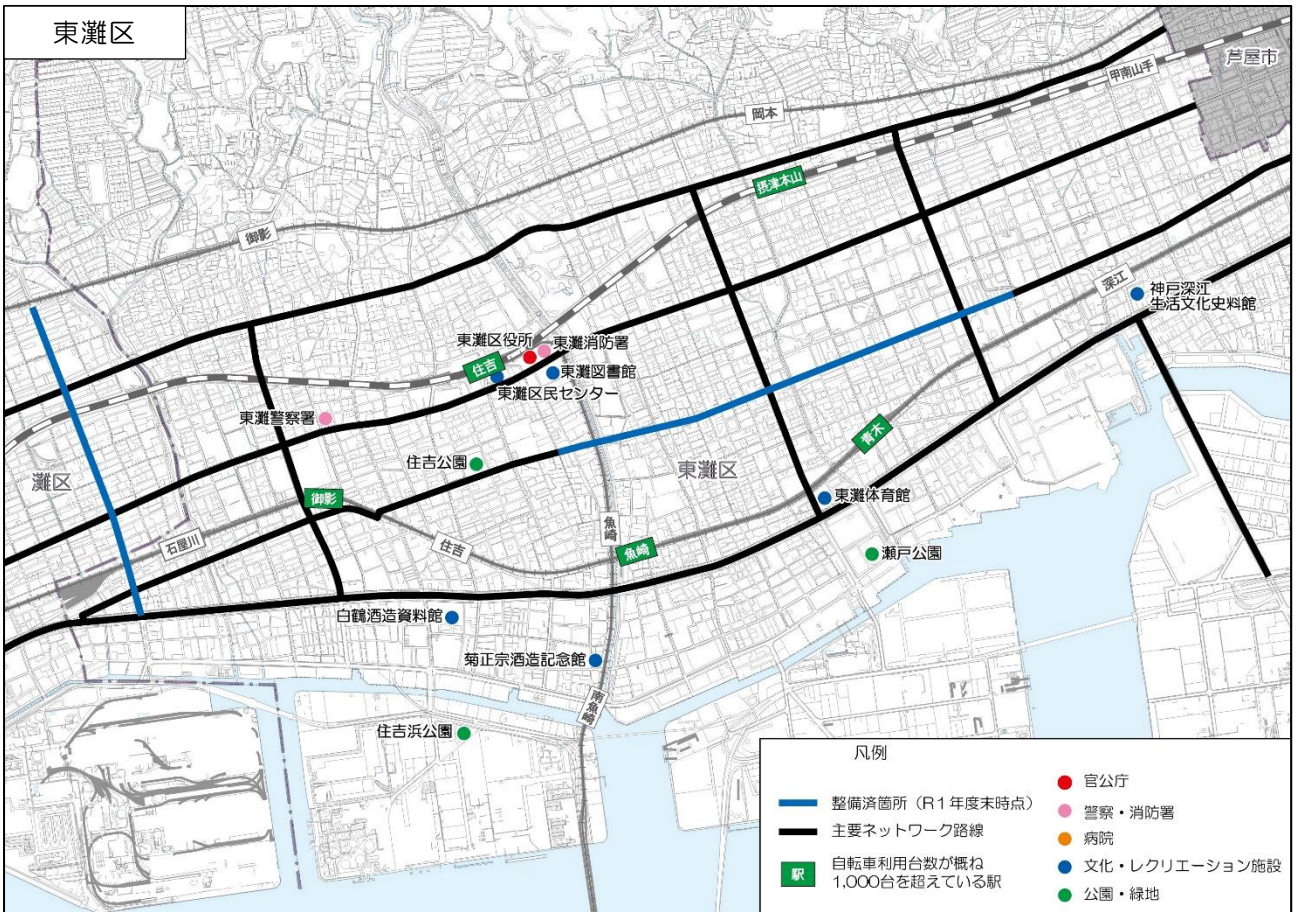
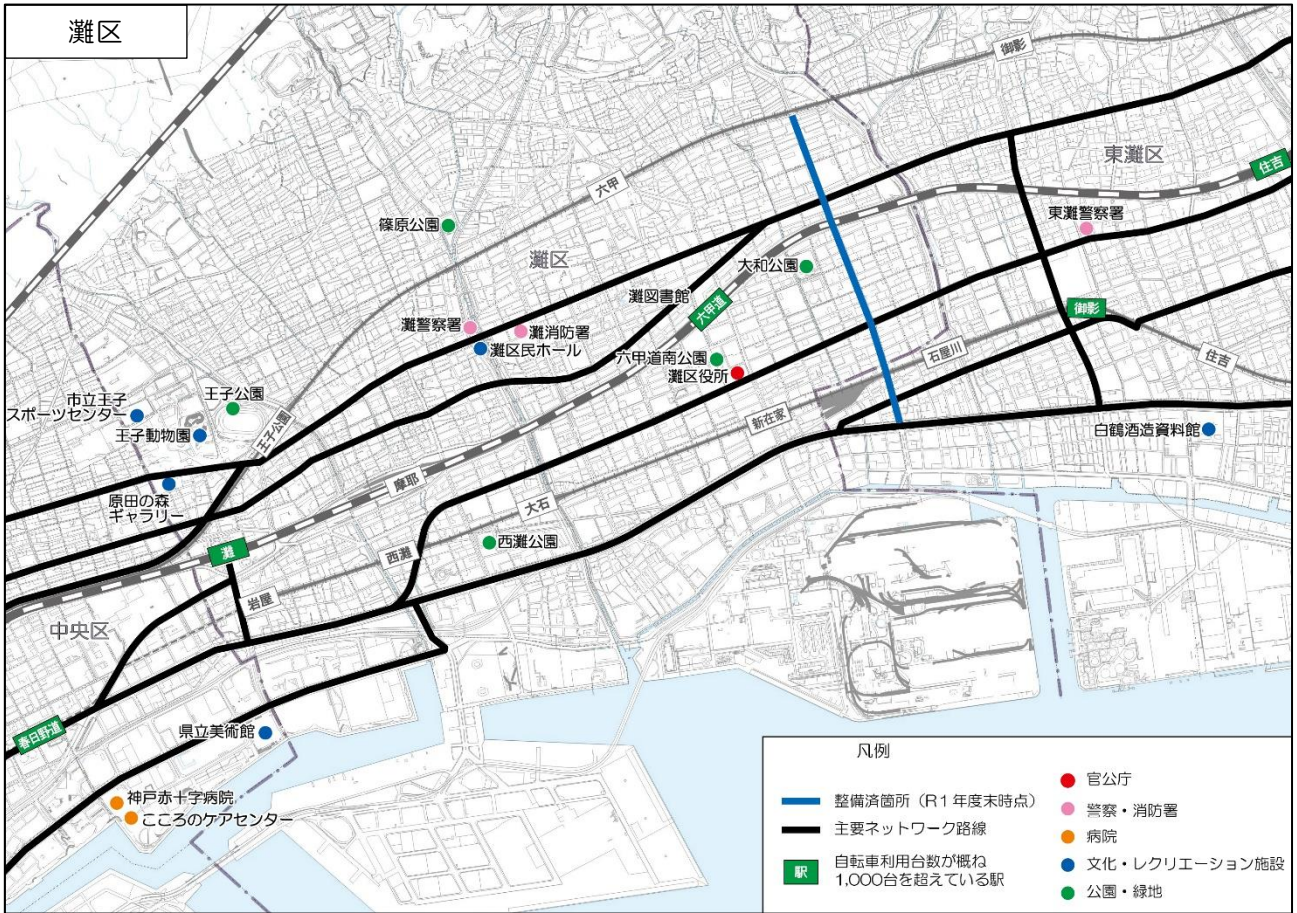
図2-1 神戸市自転車ネットワーク計画

須磨区・長田区



兵庫区・中央区





(2) 自転車走行空間の整備形態

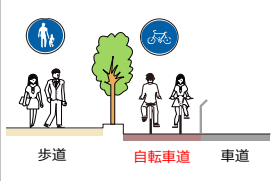




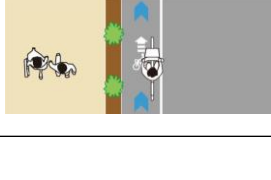

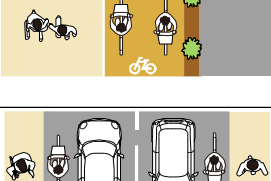

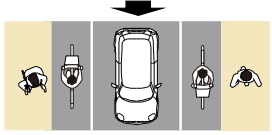
自転車走行空間の整備は、前計画（自転車利用環境総合計画）に基づき約13kmの整備を進めてきたが、社会情勢やこれまで整備した走行空間の利用実態等を踏まえ、適切な整備形態を選択し進めていく必要がある。

これまでは、自転車レーンを中心に整備を進めてきたが、自動車交通量の多い幹線道路、路上駐車が多い道路や車線数の多い道路等では、安全面や利便性の観点から自転車レーンが利用されにくいといった課題等が明らかとなっている。

また都心部では、「神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン]」をはじめとする計画等を考慮し、自転車走行空間も含めた道路空間について各路線の特性に応じた整備を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、望ましい自転車走行空間の実現に向け整備形態の選定基準の整理に取り組んでいく。整理にあたっては、国のガイドライン等を踏まえた上で、路線の状況（道路幅員、自動車・自転車交通量、沿道利用状況等）や連続性、地域特性等を考慮し進めていく。

表2-1 整備形態とその概要

整備形態		イメージ図		概要 ^{※1}
	自転車道			<ul style="list-style-type: none"> ・車道または歩道に自転車が走行すべき部分を柵や縁石等により物理的に分離するとともに、カラー舗装により明確化する。 ・幅員は、2.0m以上（やむを得ない場合は1.5m） ・自転車道内は、一方通行規制が無い限り、双方方向通行も選択可能。
車道上での空間確保	自転車専用通行帯（自転車レーン）			<ul style="list-style-type: none"> ・車道に自転車が走行すべき部分をカラー舗装等によって明確化する。 ・幅員は、1.5m以上（やむを得ない場合は1.0m） ・自転車レーン内は、一方通行である。
	車道混在			<ul style="list-style-type: none"> ・車道部の路肩部分に、矢羽根型路面表示で自転車走行空間を明示する。 ・幅員は0.75m以上、長さは1.5m以上とする。 ・道路交通法外表示である。
歩道内での自転車分離	自転車歩行者道の活用（普通自転車の通行指定部分）			<ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道において、自転車通行と歩行者通行の分離を図り、カラー舗装により自転車の通行位置を明確にする。 ・有効幅員が4.0m以上ある自転車歩行者道における普通自転車通行指定部分の幅員は2.0m以上とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●車線構成の見直しによる路肩拡幅 ●ゾーン30の活用 ●都市型側溝の整備等による安全で快適な走行環境の創出 	<p>(例)車線数の削減による走行空間の確保</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ・車線構成の見直しに、自転車にとって走りやすい空間づくりを進める。

※1：例外として、道路標識等により歩道通行が認められる場合、現状の自動車の交通状況等から車道上に新たな自転車走行空間を確保できない場合や歩行者・自転車の安全性に支障がない場合は、既存の自転車歩行者道を利用することも検討する。

取組み内容（措置）

- 望ましい自転車走行空間の実現に向けた、整備形態の選定基準の整理
- ネットワーク化の促進に向けた、優先的に整備を進めるエリア及び路線での着実な自転車走行空間の整備
- 幅員に余裕があり、車線数が多く、沿道利用の少ない幹線道路等における自転車道整備への可能性検討
- 面的整備エリア毎の実情に応じた効率的・効果的な整備方針の検討、路線の選定
- 利用率の低いパーキングチケットの撤去による自転車走行空間の創出
- 効率的・効果的な整備に向けた、国や近隣市町の道路管理者や交通管理者、地域等との緊密な協議・調整
- 整備済の自転車走行空間について、利用者や沿道の意見を取り入れることによる安全性・快適性の改善

●参考●

○GPSデータによる自転車通行経路の調査結果例（岡本駅周辺）

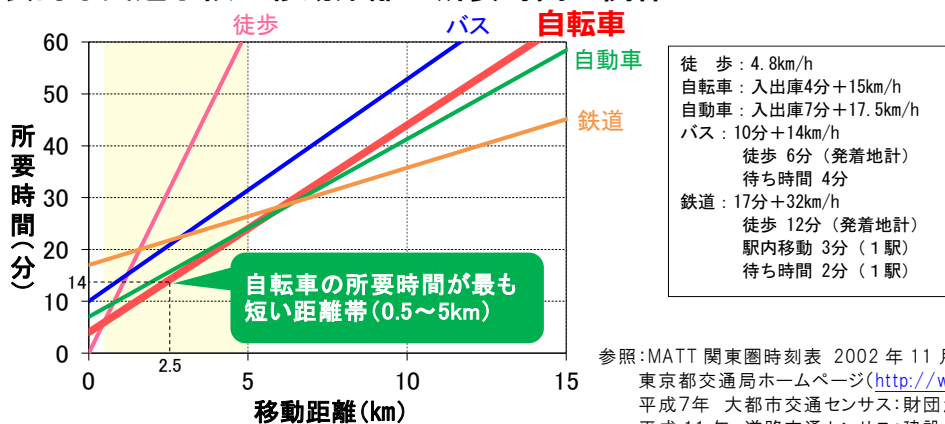
【概要】

駐輪台数の多い鉄道駅 8 駅^{※1} 周辺において、自転車利用者の移動経路を把握するため、本市が募集したモニターによるスマートフォンアプリを活用したGPS調査を実施し、データを分析

- 調査期間 H30.8.27～H30.9.30
- サンプル数：198（参加者129名）



○代表的な交通手段の移動距離と所要時間の関係



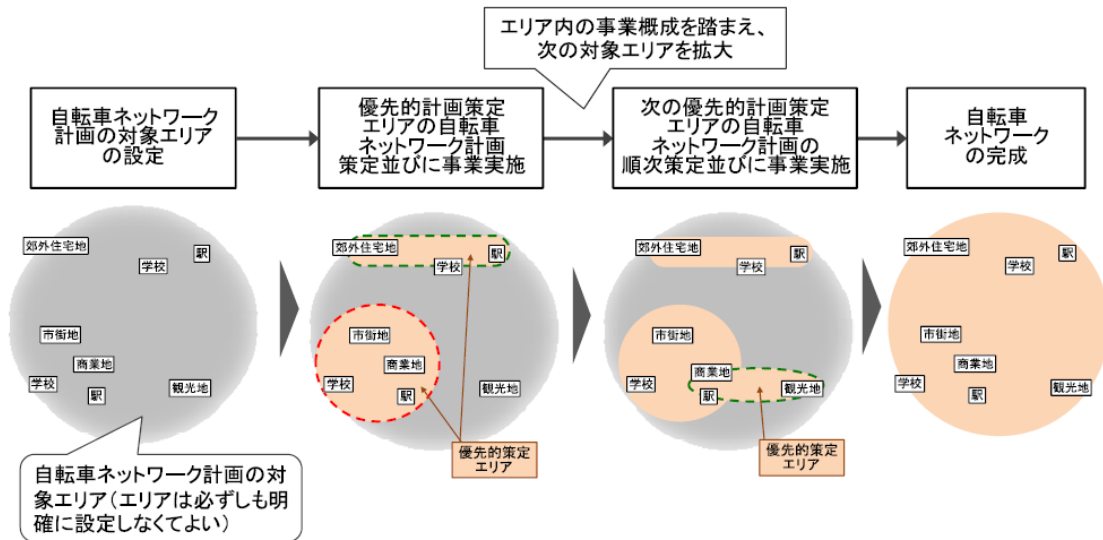
例) 2.5km 移動する場合の所要時間
 所要時間
 = 入出庫時間 + 移動時間 = 4分 + 2.5km ÷ 15km/h × 60分 = 14分

参照: MATT 関東圏時刻表 2002年11月: 八峰出版
 東京都交通局ホームページ (<http://www.kotsu.metro.tokyo.jp>)
 平成7年 大都市交通センサス: 財団法人運輸経済研究センター
 平成11年 道路交通センサス: 建設省道路局
 自転車駐車場整備マニュアル: 建設省都市局 監修
 自転車歩行者通行空間としての自歩道等のサービス水準に関する分析、
 土木計画学研究・講演集 No.22(2) 1999.10 を基に分析

※1: 鉄道8駅は、岡本駅、六甲道駅、三宮駅、兵庫駅、新長田駅、舞子駅、垂水駅、西神中央駅のこ

○ガイドラインに基づく自転車ネットワーク計画策定方法の考え方

①段階的な計画策定イメージ



②段階的な計画策定における優先的計画策定エリア等の設定の考え方 (面的整備の考え方)

自転車の利用の広がりを踏まえて一定の地域内のエリアで計画策定する場合

- 公共交通施設や地域の核となる施設と主な居住地域等をつなぐ自転車交通量が多いエリア
- 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連事故が多い通学路等、安全性の向上が必要なエリア
- 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進するエリア
- 新たな施設立地が予定され自転車利用増加が見込めるエリア
- 観光利用の観点から自転車利用を促進するエリア

自転車利用目的に応じて基幹となるルートを中心としたエリアで計画策定する場合

- 郊外住宅地と駅や学校等をつなぐ通勤・通学目的の利用が多い基幹となるルートを中心とした自転車利用の目的に応じたエリア
- 観光地と駅や商業地等をつなぐ観光目的の利用が多い基幹となるルートを中心とした自転車利用の目的に応じたエリア



出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(国交省、警察庁)

すべての駅利用者に快適で美しい駐輪環境

駅周辺を中心とした「地域毎のニーズにあわせた駐輪場整備」「自転車等放置禁止区域の指定」「撤去・保管」を引き続き進めるとともに、今後の自転車の活用推進に伴う駐輪需要への対応策についても検討する。

(1) 地域毎の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進

駅前の放置自転車対策と交通結節点の強化を目的に、主に通勤・通学利用者を対象に、駅前の公共駐輪場の整備・管理運営と周辺の放置自転車の撤去保管を実施している。

駐輪場が不足する駅前については、周辺の状況も勘案しながら、必要な駐輪場の整備を計画的に実施するよう努める。

(2) 計画的な維持管理及び明るくデザイン性の高い施設への更新による美しい空間の創出

施設を長期的に活用していくために、駐輪場の劣化状況を的確に把握し、計画的な修繕に努める。

今後、照明のLED化によって駐輪場を明るくしていくとともに、景観に配慮した施設へ整備・更新していくことで駐輪場のデザイン性を向上させ、美しい空間の創出を図っていく。また、電子マネーに対応していく等、使いやすい駐輪場を目指す。

(3) 民間活力を導入した駐輪対策

駐輪場の管理・運営から放置自転車等への指導啓発・撤去保管までを一括委託することにより、更なる放置自転車対策の強化を行う。

(4) 放置禁止区域の適正化及び撤去の強化

地域の実情に応じ、放置が特に問題になっている箇所について、地域の意見も取り入れながら放置禁止区域を適正化するとともに、放置自転車等の撤去については強化を行う。

(5) 駐輪・放置自転車対策の効率化及び財政負担の軽減

人口減少や高齢化の進展、人件費の上昇傾向等により、駐輪場の利用料収入は減少し、駐輪場の運営費用や撤去・保管等の放置自転車対策にかかる費用は増加する傾向にある。

そのため、継続的な駐輪・放置自転車対策の実施に向けて、運営体制の効率化及び財政負担の軽減を図る。

(6) 附置義務駐輪場

市民にとって利用しやすい附置義務駐輪場となるように取組みを進めるとともに、都心部においてはまちづくりの観点から附置義務駐輪場のあり方について検討する。

(7) 子育て世帯等にやさしい駐輪環境の整備

買い物や保育所の送迎など、自転車を利用する子育て世帯等が気軽に自転車で外出できる環境の整備に向けた取組みを推進する。



図2-2 幅広駐輪ママフレエリアのマーク

取組み内容（措置）

- 駐輪場が不足する駅前について、必要な駐輪場の整備を計画的に実施
- 定期的な点検により駐輪場の劣化状況を的確に把握し、計画的な修繕を行うとともに、照明のLED化により明るくし、更新の際には景観に配慮したデザイン性の高い施設に更新
- 駐輪場の管理運営から指導啓発・撤去保管までの一括委託
- 地域の実情に応じた放置禁止区域の適正化及び実情に応じて撤去回数や時間帯を柔軟に変化させていくことによる撤去の強化
- ICT等の新たな技術の導入（キャッシュレス決済対応、ICタグによる機械管理等）、運営体制の見直し、自転車等撤去保管手数料の見直しの検討による財政バランスの改善
- 附置義務駐輪場の利用・整備促進、都心部のまちづくりの観点からのあり方検討
- 子育て世帯を対象とした駐輪場使用料減額制度やママフレエリア（幅広駐輪エリア）整備の継続、子育て環境の向上につながる新規施策の検討

本市における交通事故発生総件数のうち自転車関連事故の割合は増加傾向で、対歩行者事故の割合も増加傾向にあることから、引き続き、自転車事故の危険性・自転車利用ルールの周知徹底やマナー向上を図っていく。

これまでの取組みに加えて、今後は自転車が健康的で環境にやさしい乗り物であることなど自転車の社会的な意義を広く周知するような取組みについても検討する。

(1) 地域、学校での啓発活動

駅前地域や民間企業との協働による、地域、学校での啓発活動を強化する。

認知度の低い、自転車走行空間の走行ルールについては、効果的な周知方法の検討を行い、啓発活動を実施する。

また、増加している外国人居住者を対象とした自転車利用のルール・マナーの啓発を行い、市民と外国人の双方が暮らしやすいまちづくりを推進する。

(2) 駐輪マナーの街頭指導

市民の駐輪マナーの意識向上を図るため、継続的な啓発活動を実施し、行政・地域・民間事業者等の関係者の適切な役割分担のもと、相互に連携・協力しながら取組みを進めていく。



写真 2-1 児童の絵を活用した放置禁止啓発

(3) 車のドライバーへの啓発

警察と連携しながら、自転車と自動車お互いに譲り合う環境づくりのための啓発活動を行うとともに、自転車の安全・快適な走行環境を阻害する路上駐車についての啓発を行う。

(4) 自転車の安全で適正な利用の促進に向けた広報

兵庫県の条例「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、歩行者と自転車等が安全に通行するとともに、安心して暮らすことの出来る、地域社会の実現に向けて、自転車利用のルール・マナーに関する広報を行う。

交通ルールを守って安全利用!

自転車安全利用(五則)

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

2 車道は左側を進行
自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る
●二人乗りは禁止 ●歩道は禁止 ●信号を守る ●飲酒運転は禁止 ●夜間はライトを点灯 ●交差点での一時停止と安全確認

5 子どもはヘルメットを着用
児童、幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車運転者講習制度

平成27年6月1日開始

自転車運転中に信号無視等の危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対して、都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

【対象者】

- 14歳以上の者
- 信号無視などの危険な交通違反で3年以内に2回以上交通取締りを受けた者

※危険な交通違反が原因で交通事故を起こした者も、交通取締りを受けた者に含まれることがあります。

受講 → **危険性の改善**

受講命令 (講習手数料 / 3000円) → **未受講** → **受講命令に従わないと5万円以下の罰金**

※講習手数料は、条例の改正により変更となる場合があります。

対象となる危険な交通違反(14項目)

- 信号無視 ●歩行禁止違反 ●飲酒運転時の歩行者の通行妨害
- 歩行者優先の歩道での車道寄り ●歩道寄りでの歩道
- 交差点安全通行義務違反等 ●交差点安全通行義務違反等
- 交差点優先通行等 ●歩道通行時の通行方法違反
- 歩道一時停止等 ●歩道通行時の通行方法違反
- 別動装置不良自転車運転 ●危険な運転 ●安全運転義務違反

兵庫県警察

兵庫県警察ホームページでも交通ルールを紹介しています。

西出高松前池線 自転車走行空間の利用について

神戸市では安全・安心で快適な歩行環境と自転車利用環境づくりのために、自転車走行空間を整備しています。

○整備区間(H27~H31)

高松町～
出在家町1丁目付近
延長 約2.1 km

自転車を利用される方へ

歩行者優先
やむを得ない場合は歩道の車道寄りを通行
自転車レーンを車と同じ向きに通行

自動車を利用される方へ **バイクを利用される方へ**

自転車レーンには駐車しないでください。
バイクは自転車レーンを通りできません。

問合せ先
神戸市建設局 中部建設事務所 (整備担当) TEL078-511-0515
道路部計画課 (計画担当) TEL078-595-6415

図2-3 兵庫県警察・神戸市による啓発チラシ(イメージ)

出典:神戸市、兵庫県警察資料

取組み内容(措置)

- 地域、学校での幅広い世代に向けての啓発活動(交通安全運動、学校での出前授業)
- 民間企業等との連携による啓発
- 自転車利用者へのルール周知と安全運転の街頭指導
- 交通安全総点検による安全対策の検討
- 放置自転車の多い駅周辺での街頭指導と案内サインの設置等による駐輪場への誘導
- 警察と連携し、自動車免許更新時等の機会を捉え、車のドライバーに向けた啓発活動の実施(車と自転車が互いに譲り合う環境の創出、路上駐車への更なる啓発)
- 自転車損害賠償保険加入啓発
- 多文化共生の取組みにおける自転車ルール・マナーの啓発
- ホームページ等での市民や来訪者に分かりやすい自転車利用のルール・マナーに関する広報啓発の推進



2. 自転車で神戸を楽しむ

安全で快適に楽しむことの出来る自転車走行環境の創出に向けて、走行環境の整備や広報の充実など、ハード・ソフト両面から取り組む。



神戸の山・海・田園を楽しむ環境づくり

六甲山系の自然・景観や、海や港を背景として展開する市街地の眺望、西北神地域の豊かな自然と一体となった田園集落の眺望など、変化に富んだすばらしい市域の特性を活かして、自転車で楽しめるまち“神戸”を推進する。

兵庫県内のサイクルツーリズム推進の取り組みと連動し、近隣市町とも連携を図ることで、地域特性を活かし、利用者目線に立った自転車を楽しめる環境づくりを検討する。

(1) 六甲山系を新たなサイクリングスポットに

自然や景観など、貴重な観光資源が集積する六甲山系において、駐輪スタンドや距離標の設置など、自転車利用者がより楽しめる環境づくりを進める。あわせて、都市部から六甲山上エリアの広域的な回遊性向上についても検討する。



写真2-2 六甲山の標高スポット



写真2-3 しまなみ海道にある駐輪スタンド

●ひょうごサイクリングモデルルート of 取り組み

兵庫県では、県を代表する広域の「ひょうごサイクリングモデルルート」^{※1}を設定し、質の高いサイクリング環境を目指している。

本市は、「武庫川・六甲山ヒルクライムルート」に該当しており、兵庫県や近隣市町と連携しながら、安全で快適なサイクリング環境の創出に向けて検討する。

※1：県内8地域毎に行政や観光協会、サイクリスト等で構成する「モデルルート推進協議会」で策定済



図2-4 ひょうごサイクリングモデルルート

○ 健康のためのスポーツサイクルや、神戸・阪神南地域の魅力を楽しむサイクリングなどのサイクルツーリズムを推進するため、神戸・阪神南地域モデルルート推進協議会を令和元年7月に設置。
 神戸・阪神南地域モデルルート推進協議会
 ・走行環境整備やサイクリストの受入環境の充実、情報発信の強化等を連携して実施
 ・メンバー(道路管理者、観光関係者、関係団体)

自転車走行環境整備

○ **自転車通行空間整備**
 ・道路改良事業や交通安全事業等に合わせて整備

○ **ルート案内標識等の設置**
 ・2019年より路面表示及び自立型サインの整備を実施
 【2021年(ワールドマスターズゲームズ)までを目標】
 距離標：5km毎にルート距離を伝える
 案内標識：目的地までの案内や誘導、方向を伝える
 路面表示：走行中のサイクリストを誘導
 注意喚起看板：連続カーブ、連続下り坂等に設置

サイクリスト受入環境の整備・情報発信の充実

○ **サイクリスト休憩施設の整備**
 ・道の駅、コンビニ等にサイクルラックや工具の貸し出しサービスを設置

○ **マナー啓発**
 ・マナー啓発看板の設置等による自動車と自転車の相互理解の促進

○ **サイクリストの受け入れ**
 ・サイクリスト向け(寄附)施設の確保(室内への自転車持ち込み等)
 ・車で訪れるサイクリストの受け入れ(駐車場の確保)

○ **ホームページの開設、運営**
 ・ルートの魅力や見所を紹介

○ **ルートマップの作成**

○ **シンボル大会の実施**
 ・六甲山ヒルクライム大会(仮称)の開催



図2-5 武庫川・六甲山ヒルクライムにおける整備イメージ

出典：兵庫県自転車活用推進計画



(2) 神戸の港をクルーズ

①港町神戸のウォーターフロントエリアを自転車で楽しむ

神戸が有する都市とウォーターフロントとの近接性や、日本最大級の規模を誇る兵庫運河周辺のキャナルプロムナードを活かし、港町神戸を自転車で楽しめる環境づくりについて検討する。

また、都心・ウォーターフロントエリア周辺の魅力的なビューポイントを記した案内マップなどにより、自転車が走行しやすい環境づくりを進める。

②須磨から垂水エリアを自転車で巡る

須磨海岸から明石海峡大橋付近一帯は、風光明媚で、自転車で通行するのに楽しいエリアである。自然海岸、水族館、明石海峡大橋、山など豊かな観光名所が連なる滞在型郊外リゾートエリアを自転車で巡り楽しめる環境づくりについて検討する。

(3) 自然豊かな田園地域に触れる

①神出山田自転車道の魅力向上と活性化

- ・本市唯一のサイクリングロードである神出山田自転車道の大規模なりニューアルを実施したところであり、安全安心な走行空間の確保に向けて、舗装、休憩施設や案内機能等の適切な維持管理を継続する。
- ・サイクリングロードの幅広い利活用に向けて、地域住民との協働によるイベントや、PR・広報活動を継続的に実施するとともに、将来の延伸に向けた検討を行う。



図2-6 神出山田自転車道の案内マップ

②北区・西区にまたがる自然や歴史と触れ合う

- ・地域の観光、歴史や文化にまつわる多彩な資源を活かしながらか地域に根ざした自転車走行ルートの設定などにより、自転車が利用しやすい環境づくりを推進する。



(4) サイクステーションの設置など付加価値の提供

駅前の利便性の高いスペースなどにおいて、更なる市民サービスの向上につながる環境づくりを推進する。

ロッカー・シャワールームなどを整備したサイクステーションの設置により、日常利用としてだけでなく、アクティビティとして自転車を楽しむことのできる環境づくりを検討する。

取組み内容（措置）

- 山、海、田園を楽しむための環境整備
（駐輪スタンドやキロポスト（距離標）、空気入れの設置など）
- 自転車だから楽しめる、神戸のまち散策ルートの検討（ルートマップの作成）
- 自動車に対する注意喚起サインの設置による快適な自転車走行環境の創出
- 農産物の収穫体験などで田園地帯の魅力を感じながら自転車を楽しむ走行ルートの検討
- サイクリスト向けのサイクステーション設置可能性の検討
- 国や警察等との協働によるサイクルツーリズムの推進
- 「武庫川・六甲山ヒルクライムルート」における案内サインやルートマップの作成など安全で快適なサイクリング環境の創出に向けた検討

<神戸市内を自転車で楽しむエリア・拠点等（イメージ）>

- 六甲山系山上エリアの観光拠点
 - 都心・ウォーターフロントエリア
 - 国道2号を中心とした、須磨海岸から明石海峡大橋を結ぶエリア
 - 神出山田自転車道周辺に広がる田園地域
 - 兵庫運河キャナルプロムナード周辺
-

施策 5

自転車で神戸を楽しむイベント

神戸の山・海・田園を楽しめるサイクリングイベントの開催による自転車利用の促進や地域のイベントと連携することによる神戸の更なる魅力向上と情報発信を推進する。
神戸のまち散策を自転車で気軽に楽しめる環境づくりを推進する。

(1) 神戸の港を散走（ポタリング）

観光地に立ち寄りながら、散歩をするようにゆっくりと自転車でまちを散策する。

(2) サイクルスポーツ振興の推進

自転車競技や日常生活における自転車利用も含めた生涯楽しめるスポーツとして、普及促進する。

また、幅広い年齢層がサイクルスポーツを身近に楽しみながら、健康づくりの機会を創出する。

(3) サイクリングを楽しむ環境づくり

海・山・田園を自転車で楽しむマップやアプリ等の提供

- 市民や来訪者に分かりやすく親しみやすい自転車専用サイトを構築する。
- 自転車で楽しめるルート案内、観光地や休憩スポット等サイクリストにとって有益な情報を掲載したサイクリングマップによるサイクリング環境の充実を図る。
- 自転車を活用した健康づくりと環境負荷の低減に向けた取組みに関する広報啓発を推進する。

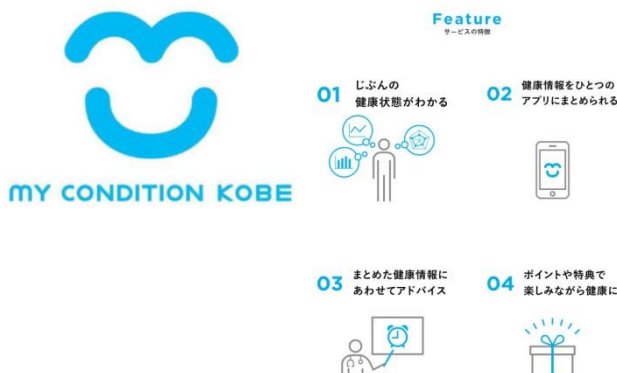


図2-7 健康づくりと連携したアプリ



図2-8 環境と連携したアプリ



取組み内容（措置）

- 市民や来訪者にとって、分かりやすく親しみやすいマップ・アプリ等の検討
（自転車専用サイトの設置、おすすめ走行ルート・周辺の観光拠点などを掲載した案内マップの作成、アプリの活用 等）
 - 他イベントと相互連携したサイクルツーリズムのPR
 - 自転車を活用した地域振興の推進
 - 駐輪場運営事業者や地域のサイクルショップなど民間企業との連携
 - 地域のスポーツ大会等と連携したサイクルスポーツの推進
 - 既存の健康や環境等に関するアプリ等を活用した自転車情報や自転車関連情報の掲載
 - ＜健康＞ 健康づくりに取り組む人向けのアプリ「MY CONDITION KOBE」との連携
 - ＜環境＞ KOBE エコアクション応援アプリ「イイことぐるぐる」での日常生活の中で取り組むことの出来るエコアクションとして自転車の積極的な活用を検討
 - ＜スポーツ＞ KOBE SPORTS WEB における、市内のサイクリングロードをはじめとする自転車情報の発信
-

3. 自転車を活かす

施策6 シェアサイクルの更なる展開

(1) シェアサイクル「コベリン」の普及促進

①ポートの拡充

更なる利便性向上に向けて、ポートの増設を検討していく。

②ビジネス・訪日外国人旅行者向けの対応等

●ビジネス層への対応

最近の傾向として、通勤利用が増加している（全体数の1～2割）ことや業務での利用も見られることから、潜在的な需要の取り込み、利便性向上を目的としたサービスの追加を検討する。

●訪日外国人旅行者への対応

現在、利用するためには、スマートフォンやクレジットカードが必要だが、海外からの観光客には所持していない人もいるため、新たな利用方法について検討する。また、外国語案内についても更なる充実を目指す。

●その他サービス向上について

他都市とのID連携、乗り入れについての検討

利用率向上に向けた新たな取組みについての検討



写真2-4 コベリンの利用イメージとポート（三宮駅前）

(2) 地域特性に応じたシェアサイクルの導入可能性検討

地域毎の課題解決手段の一つとして、シェアサイクルの導入可能性について検討する。



取組み内容（措置）

□ コベリンの普及促進

- ポート設置範囲の拡大やポート密度の増加、それに伴う自転車の増車等のハード対策による利便性向上
- 自転車の再配置について、効率的な再配置方法やアプリケーション等を活用したポート間の自転車の偏りを解消するシステム構築についての検討
- ビジネス利用への展開
（シェアサイクルの定期契約や、法人契約による需要拡大へ向けた新サービスの検討）
- 訪日外国人旅行者対応の充実
- 新たな利用方法（観光案内所、宿泊施設などでの1日使いきりプリペイドカードなど）や支払い方法の導入について検討
- Webサイト等における外国語案内の更なる充実

□ 地域特性に応じたシェアサイクルの導入可能性検討

施策
7

新たな交通手段としての自転車活用

（1）自転車通勤の促進

車通勤から自転車通勤へ転換することにより、周辺地域の渋滞緩和、地球温暖化問題や市民の健康維持・増進に資することから、自転車通勤を促進する。併せて、民間企業における駐輪場の確保を推進する施策を検討する。

また、業務中の交通手段として自転車を活用することについても、普及啓発する。

（2）自転車活用による健康維持・増進、環境負荷の低減

健康維持・増進、環境負荷の低減などの観点から新たな交通手段として自転車を活用する。

<健康>

誰もが健康になれるまち「健康創造都市KOBÉ」を推進するため、「健康創造都市KOBÉ推進会議」において、民間企業や医療関係者等とともに、健康寿命の延伸、健康格差の縮小対策、個人の健康づくり活動と企業の健康経営を通じた市内経済の活性化について検討している。

「健康創造都市KOBÉ」の更なる推進に向けて、日常の移動を自転車に置き換えることなど、自転車の利活用による健康づくりに関し、連携可能性を検討する。

（参考：健康創造都市KOBÉ推進会議）



＜環境＞

広域・主要な公共交通ネットワークの維持・形成による公共交通機関の利用促進を進めて、自動車交通量を抑制し、CO₂発生量の削減を図る。

そのため、快適な自転車走行空間の創出や需要に応じた駐輪場の整備を進めることで自転車の利用促進を図る。また、都心ウォーターフロントの回遊性向上に向けたシェアサイクルの活用など、魅力的な交通環境の形成を進める。

(参考：神戸市環境基本計画)

(3) 自転車を活用した交通利便性の向上 ～「公共交通＋自転車」の促進～

① 自転車を活かした交通利便性の検討

自転車は便利な乗り物として幅広く利用されており、自転車利用による行動範囲の拡大や交通結節点における自転車の受入環境の充実について、これまでに駅前駐輪場の整備やサイクル&バスライドなどの取組みを進めてきた。

今後、ラスト1マイルの自転車利用の促進や、更なる公共交通との連携なども含め、交通利便性の向上に向けた自転車活用の幅広い可能性を検討する。

② 地域特性に応じたシェアサイクルの導入可能性検討【再掲】

地域毎の課題解決手段の一つとして、シェアサイクルの導入可能性について検討する。

取組み内容（措置）

- 国の取組みと連携した自転車通勤普及促進策の検討
- 民間企業における駐輪場確保の推進施策検討
- 市内主要駅から勤務地までの自転車通勤モデルルートの検討
- 既存の健康や環境等に関するサイトやアプリを活用した自転車情報や自転車関連情報の掲載【再掲】
 - ＜健康＞健康づくりに取り組む人向けのアプリ「MY CONDITION KOBE」との連携
 - ＜環境＞KOBE エコアクション応援アプリ「イイことぐるぐる」での日常生活の中で取り組むことの出来るエコアクションとして自転車の積極的な活用を検討
- 交通利便性の向上に向けた自転車活用の可能性検討
- 地域特性に応じたサイクル&バスライドの検討・実施
- 地域特性に応じたシェアサイクルの導入可能性検討【再掲】

災害発生時に、自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

(1) 災害時における適切な自転車利用の推進

災害時、災害の種類や状況に応じて被災状況の把握や住民の避難等のために、適切・有効に自転車を活用することについて検討する。

(2) 市庁舎等に自転車を配備し、積極的な利用を促進

災害時における道路をはじめとした被災状況の迅速な把握のため、市庁舎等に自転車の配備を検討する。

取組み内容（措置）

- 被災状況の把握や住民の避難等、災害時における適切な自転車の活用についての検討
 - 災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、市庁舎等に自転車の配備を検討
-